

喜多方市 事業復活応援交付金

- **交付額** **1事業者あたり10万円** ※店舗数に関わらず
- **受付期間** 令和4年2月1日(火)から令和4年4月28日(木)まで
- **交付対象者** 喜多方市内で事業を営む法人及び個人事業主
※令和3年2月までに開業していること

※農業事業者（個人・法人）及び協会等、会員のための組織・団体については対象となりません。
ただし、農業事業者であっても、農業以外の事業の減収による申請の場合は対象となります。

個人事業主とは？

- 個人で事業を営んでおり、事業所得として所得税及び住民税の申告をしている方
- アパート経営や貸地・貸家をしており、不動産所得で申告している方
- いわゆる一人親方で委託先から給与で支払われている方

※未申告の方は申請を受理できませんので、税務署又は市役所税務課にご相談ください。

● 交付要件

- ①国が実施する「**事業復活支援金**」の対象外であること。
※売上の減少率が30%以上の場合、要件を満たせば、国の「事業復活支援金」を受給することができます。
※国の「事業復活支援金」と市の「事業復活応援交付金」の両方を受給することはできません。
- ②新型コロナウイルスの影響により、
令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月（「対象月」といいます。）の売上額が、
平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の同じ月（「基準月」といいます。）の売上額と比べて
10%以上かつ20,000円以上減少していること。

※減少率、減少額は以下の計算式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{減少率} &= (\text{基準月の売上額} - \text{対象月の売上額}) \div \text{基準月の売上額} \\ \text{減少額} &= \text{基準月の売上額} - \text{対象月の売上額} \end{aligned}$$

※比較を行う「対象月」と「基準月」については下表を参照ください。

【対象月と基準月】

対象月	基準月となる年月				
令和3年11月	平成30年11月	または	令和元年11月	または	令和2年11月
令和3年12月	平成30年12月	または	令和元年12月	または	令和2年12月
令和4年1月	平成31年1月	または	令和2年1月	または	令和3年1月
令和4年2月	平成31年2月	または	令和2年2月	または	令和3年2月
令和4年3月	平成31年3月	または	令和2年3月	または	令和3年3月

【参考】基準月の売上額が 100,000円 の場合における交付要件②を満たすか否かの計算例

対象月の売上額の例	要件②を満たすか否か
75,000円	減少率25%（10%以上）、減少額25,000円（20,000円以上）で要件②を満たします。
110,000円	基準月の売上額より大きく、売上額が減少していないため要件②を満たしません。
95,000円	減少率5%（10%未満）、減少額5,000円（20,000円未満）で要件②を満たしません。
85,000円	減少率は15%（10%以上）ですが、減少額が15,000円（20,000円未満）のため、要件②を満たしません。

申請方法は裏面をご覧ください

喜多方市事業復活応援交付金

●申請に必要な書類

【全事業者共通】

- ①事業復活応援交付金交付申請書兼請求書
- ②裏面「交付要件②」における対象月と基準月の売上が確認できる書類の写し
(例:売上台帳など)
- ③事業の実体を確認できる書類の写し
(例:営業許可証、事業所名義の水道の検針票・電気料の領収書等の写し、事業所名で発行された領収書等の写し、ホームページ等の写しなど)
- ④通帳の写し(法人は法人名義または事業所名義、個人事業主は事業主名義のもの)

【法人の場合】

- ア：直近の法人税申告書（別表一）の写し
イ：法人事業概況説明書の写し
※開業してからの期間が短く申告できない事業所については法人登記履歴事項全部証明書の写し

【個人事業主の場合】

- ア：直近（令和2年または令和3年）の所得税申告書（第一表）
又は住民税申告書の写し
イ：白色申告収支内訳書又は青色申告収支決算書1，2ページの写し
ウ：本人確認書類(運転免許証等)
※開業してからの期間が短く申告できない事業所については開業届(税務署受付印のあるもの)の写し

●申請方法●

来庁による**3密（密閉・密集・密接）**を避けるため、申請は**原則として郵送**とします。
必要な書類を揃え、下記に送付してください。申請書は喜多方市ホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁商工課・各総合支所産業建設課の窓口に設置します。

●郵送での申請・問い合わせ●

【住所】喜多方市商工課 〒966-8601（住所記載不要）【電話】0241-24-5233・24-5247

●問い合わせ●

3密を避けるため、なるべく電話にてお問合せいただくか、市のホームページなどで確認いただくようお願いいたします。

やむを得ず来庁される場合は、マスクの着用など感染防止対策の徹底をお願いいたします。

●市役所本庁商工課

〒966-8601喜多方市字御清水東7244番地2 ☎ 0241-24-5233・24-5247

- | | | | |
|----------------|-----------|------------------|----------------|
| ●熱塩加納総合支所産業建設課 | 〒966-0192 | 熱塩加納町相田字大森5000番地 | ☎ 0241-36-2115 |
| ●塩川総合支所産業建設課 | 〒969-3592 | 塩川町字東岡320番地1 | ☎ 0241-27-2122 |
| ●山都総合支所産業建設課 | 〒969-4135 | 山都町字広中新田1167番地 | ☎ 0241-38-3831 |
| ●高郷総合支所産業建設課 | 〒969-4311 | 高郷町西羽賀字十二林2820番地 | ☎ 0241-44-2114 |